

ミラクリン発現トマト TU-IPI05B-1 に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「ミラクリン発現トマト TU-IPI05B-1」について、平成 29 年 11 月 28 日付けで国立大学法人筑波大学及び株式会社インプラントイノベーションズから、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品種の概要

本品種は、ミラクリントランパク質産生能の付与を目的に、トマトにアカテツ科フルクリコ属ミラクルフルーツ (*Synsepalum dulcificum*) 由来の *Mir* 遺伝子を導入したものである。

Mir 遺伝子がコードするミラクリントランパク質は、それ自身に甘味はないものの、酸味を甘味に感じさせる作用をもつ。そのため、本品種は、粉末加工品の形態で酸味を甘味に誘導する甘味誘導の補助的食品としての利用が想定されている。